

コロナ特例貸付の返済免除要件の緩和等を求める意見書

令和2年3月、国は、新型コロナウイルス感染症対策として生活困窮家庭への生活福祉資金特例貸付（以下「コロナ特例貸付」という。）を実施した。コロナ特例貸付は、突然の減収や失業等により生活に困窮した人々に迅速に生活資金を届けることで生活を支え、一時的に救済の役割を果たした。

全国社会福祉協議会によれば、令和4年9月に終了したコロナ特例貸付は約380万件の決定があり、貸付決定金額の総額は1兆4,289億円にのぼる。そのうち、令和4年9月時点における返済免除申請は3割超となっている。

令和5年1月からは、これら貸付の返済が順次開始される予定となっているが、もともと生活に困窮している家庭にとっては多額の債務が物価高騰による生活難に追い打ちをかけ、生活破綻につながりかねない。

よって国においては、生活困窮家庭への支援継続のため、コロナ特例貸付の返済免除要件の緩和等、適切な措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月22日

秋田県議会議長 柴田正敏

衆議院議長 細田博之 様
参議院議長 尾辻秀久 様
内閣総理大臣 岸田文雄 様
財務大臣 鈴木俊一 様
厚生労働大臣 加藤勝信 様